

令和5年8月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和5年8月8日(火) 午後1時00分～午後1時30分
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 多目的室B
3. 出席者 教育長 廣部 昌弘

委員 渡部 佳子
委員 豊田 雅之
委員 小寺 孝治郎
委員 中島 緑

職員

教育部長	秋元 淳
教育部次長兼教育総務課長	亀田 聡史
教育部次長兼文化課長	鈴木 和代
教育部部参事兼学校教育課長	上田 真里
学校給食課長	清水佐知子
生涯学習課長	鈴木 玲子
まなび支援センター所長	難波 秀和
学校給食センター所長	北村 晴美
図書館長	松本 明子
郷土博物館金のすず副館長	稲葉 昭智
中央公民館長	水越 学
(会議事務局)	
教育総務課主幹	伊藤 浩之
教育総務課管理係長	芝田 雅人
教育総務課主査	河名千愛生

4. 傍聴人数 0名(非公開議案1件)

5. 議 案

議案第30号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及び公表について

6. 報告事項

報告第13号 臨時代理の報告について
職務の級が6級以上の職員等の人事について

7. 議事大要

○廣部教育長

定刻となりましたので、令和5年8月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、豊田委員にお願いいたします。

また、前回7月定例の会議録につきましては、小寺委員と私が確認し、それぞれ署名をいたしました。

それでは、議案の審議に入ります。

はじめに、議案第30号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及び公表について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○亀田教育部次長

議案第30号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及び公表について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料2ページをご覧ください。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和4年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行い、報告書を作成いたしましたので、市議会へ提出するとともに公表をすることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第2号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

お手元に配付させていただきました、表紙に「令和4年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価（案）」と記載のございます資料をご覧ください。こちらが、本日、委員皆さまの審議・議決の後、9月市議会定例会への提出を経て本市ホームページ等を活用し、公表することとなります報告書でございます。

この点検・評価につきましては、4月及び6月定例会議にて、委員皆様にお示しし、意見をお伺いさせていただきました。その後、委員皆様から意見等はございませんでしたが、各部署で再度見直しを行い、一部、施策の評価を修正する他、記載された表現等の修正をしております。

なお、本日、委員皆様にご審議いただき、議決をいただきましたら、9月市議会定例会への提出を行った後、ホームページを活用し、市民へ公表させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。

この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○渡部委員

3ページの各施策の評価について、AからEの5段階評価とし、達成率のパーセンテージの記載が加わったことで、分かりやすくなったと思います。D・E評価について、個人的な感覚としては、60%を超えると合格というような感覚があるのですが、基準を50%としたのはどのような理由からなのでしょう。

○教育総務課 芝田管理係長

他市の評価基準を確認しましたところ、50%を基準としている事例が多かったことから、同様の基準といたしました。

○廣部教育長

ほかにご質問、ご意見がなければ、採決に移ります。

議案第30号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検

及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及び公表について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告第13号、臨時代理の報告「職務の級が6級以上の職員等の人事について」事務局から説明をお願いいたします。

○亀田教育部次長

報告第13号、臨時代理の報告「職務の級が6級以上の職員等の人事について」ご説明申し上げます。

議案資料3ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項に規定により、教育長の臨時代理により処理を行った案件に関するものでございます。

令和5年8月1日付けの職務の級が6級以上の職員の人事を行うことについて、緊急に処理すべき事項であり、教育委員会会議を招集する暇がございました。そのため、4ページにございますとおり7月21日付けで教育長の臨時代理で処理をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

人事の内容でございますが、(1) 令和5年8月1日付け職名の変更が1名でございます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

なければ、報告事項につきましては、以上といたします。

続きまして、その他の事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・木更津市学校給食センター維持管理運営包括業務委託に係る受託予定者の決定について

説明：北村学校給食センター所長

○廣部教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

○渡部委員

台風や地震などの災害が起こった際、学校はどのように対応するのか教えてください。

○上田教育部部参事

子ども達が学校にいる時に災害が起きた場合、学校内で避難し、安全面に配慮した下

校の仕方ということで、基本的に小学生は、学校に迎えに来た保護者に引き渡す方法をとっております。ですので、平時から避難訓練と同様に引渡訓練も実施し、災害時に備えております。また、学校活動中に学校体育館を避難所として開放する場合は、市から派遣される市職員が避難所開設作業を行い、学校職員は子ども達の安全確保に努める、というような役割分担になっております。

○廣部教育長

東日本大震災の時、私は校長として学校現場にいたのですが、地震発生時に子ども達を帰らせた学校と学校に留めて保護者に引き渡した学校があったということで、「学校に留めずに帰らせるべきだったのでは」という苦情と、「大震災で信号も止まっているのに帰らせるとは何事か」、という2通りの苦情が市教育委員会に寄せられたとのことでした。私がいた学校では、午前中の卒業式が終わって一旦下校して、地震発生時刻はちょうど、部活動のために再登校中の生徒と再登校が完了している生徒とが混在していて、非常に混乱したということがありました。

各学校の立地条件、例えば川が近いだとか土砂崩れの危険性が高いだとかがありますので、それぞれの校長に対応を判断していただいておりますが、特に小学校は原則、学校に留めて保護者に引き渡すというのが一番保護者にも納得いただける方法である、と私から校長にはお話ししています。

ほかに、委員からご意見等ございますか。

<特になし>

なければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、9月の定例教育委員会会議につきましては、9月26日（火）午後1時から市役所朝日庁舎会議室Fで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○廣部教育長

以上を持ちまして、令和5年8月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長
委 員